

令和元年度屋外広告物講習会の開催案内

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
令和元年10月23日(水) ・全科目を受講する者 午前9時50分から午後5時まで (受付は午前9時20分から午前9時40分まで) ・「広告物の施工」の受講免除者 午後1時15分から午後5時まで (受付は午後0時45分から午後1時5分まで)	和歌山市茶屋ノ丁2番地1 和歌山県自治会館 2階大会議室

2 講習内容及びスケジュール

課 程	時 間 (予 定)
注意事項説明 (10分)	午前9時50分から午前10時まで
広告物の施工 (2時間)	午前10時00分から午前12時まで
休憩 (1時間15分)	午後0時から午後1時15分まで
広告物関係法令 (1時間30分)	午後1時15分から午後2時45分まで
休憩 (15分)	午後2時45分から午後3時
広告物の表示の方法 (1時間30分)	午後3時から午後4時30分まで
考査 (20分)	午後4時30分から午後4時50分まで
終了証交付 (10分)	午後4時50分から午後5時まで

3 申込方法等(持参・郵送にて申込可。※FAX・E-Mailでの申込不可。)

申込期限	令和元年7月16日(火)から同年9月13日(金)まで ※1 持参の場合 平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。(午後0時から午後1時までを除く。) ※2 郵送の場合 令和元年9月13日(金)必着
定員	100名 ※定員に達した場合は、上記の申込期限にかかわらず申込の受付を締め切ります。
提出書類	(1) <u>屋外広告物講習会受講申込書</u> ・必要事項を記入したもの (2) <u>資格を証する書面の写し(講習科目が一部免除となる資格をお持ちの方のみ)</u> ・次のいずれかの資格をお持ちの方は、「広告物の施工」の受講が免除されます。 ①建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士 ②電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する第一種電気工事士及び第二種電気工事士 ③電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造科に係る公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者又は帆布製品科に係る職業訓練指導員の免許を所持する者 (3) <u>受講申込料納付書送付用と受講票送付用の封筒2通</u> ・返信用封筒(長形3号)に送付先(郵便番号、住所及び氏名)を明記し、82円切手を貼付したもの
受講手数料	全科目受講の方は6,000円、「広告物の施工」の受講免除者は4,000円 ※ 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。
手数料納付方法	(1) 屋外広告物講習会受講申込書を提出していただきます。 (2) 屋外広告物講習会受講申込書に記載漏れ等がなければ、受講申込料納付書を発行します。 ※1 納付期限は令和元年9月30日(月)までとします。 ※2 現金での受付はできません。 (3) 和歌山市指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口にて、納付してください。 (4) 本市にて領収済通知書が確認できた者に対し、受講票を発行し、郵送します。
提出先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 景観班(本庁舎9階)

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要な事項を届出又は登録しなければなりません。また、その営業所にはそれぞれ屋外広告物講習会の修了者等の「業務主任者」を置くことが義務付けられています。

屋外広告業を営む方又は勤務される方で、屋外広告物講習会をまだ受講されていない方は、この機会に本講習会を是非受講してください。

※1 次のいずれかに該当する方は、屋外広告物講習会を終了することなく業務主任者となることができます。

- ①他の都道府県、指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者
- ②職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- ③国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ④都道府県、指定都市又は中核市の長が上記①～③に掲げるものと同等以上の知識を有する者と認定した者

※2 ただし、一部自治体では講習受講時間数を指定しており、本市の講習会では業務主任者となることができない場合があります。登録する自治体のルールをよく確認してください。

